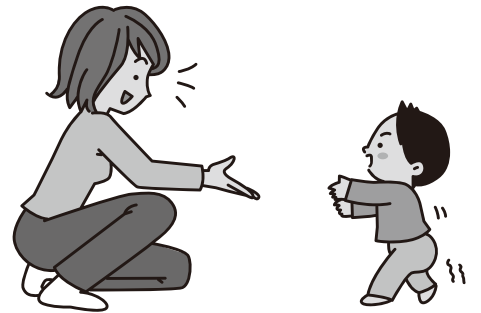


## 五條市児童虐待防止ネットワーク 設立5年目 要保護児童対策地域協議会を設置し、新たなスタート

五條市児童虐待防止ネットワークが設立され、5年目を迎えました。その間、児童虐待の防止に関する法律や児童福祉法等、子供を虐待から守ろうとするための法律も改正等が行われ、虐待だけでなく子供の人権を守ろうとする法が整備されてきました。

五條市においても平成14年に設立した五條市児童虐待防止ネットワークが児童福祉法の改正をうけ8月1日の代表者会議で要保護児童対策地域協議会を設置し、新たなスタートを切ることになりました。



### 要保護児童対策地域協議会は

協議会を構成するすべての人に秘密を守る義務を課すことで子供を取り巻く関係者が積極的に情報を交換し、密接に連携し、保護を必要とする子供をいち早くみつけ、支援しようとするものです。

### 何が変わるの？

- ①**名称** 従来そのまま「五條市児童虐待防止ネットワーク」を使用します。
- ②**支援の対象** 虐待を受けている子供だけでなく、「保護者のいない児童または、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(児童福祉法)」と規定され、保護が必要と考えられるすべての子供となります。
- ③**ネットワークの活動** 保護が必要と考えられる子供について支援の内容を検討する必要がある場合には、関係機関に資料や情報の提供を求めることができるようになります。
- ④**おとなの役割** 周囲の子供に関心を持ち、気になる場合は、関係機関に連絡していただく点は従来のネットワークと同じです。

従来の五條市児童虐待防止ネットワークでは、子供が虐待や暴力から自分自身を守るためのワークショップ(親・子)や講演会・パンフレットの配布また、ケース会議などを行ってきました。このうちケース会議のもととなる重要なものが、子供の周囲にいる人からの情報(通報)です。情報元は、保護者や親類・近隣の住人・医療機関・ネットワーク関係機関等で、通報は平成14年度に2件、15年度に14件、16年度に9件、17年度に6件、18年度に5件あり、それらについては情報をあつめ、検討をし、支援を行ってきました。

通報というとても危険な状況という印象があるかもしれませんが、虐待されている子供をはじめとする保護の必要な子供を大人が見過ごすことなく、支援につなげるためにはとても大切な行動です。

周囲の子供に関心を持ち、気になることがある場合はネットワークにご連絡ください。連絡した人には虐待の事実を立証する責任はありません。また、連絡した人の名前や住所などの秘密は守られます。匿名でもいいのです。保護が必要かどうかの判断は連絡を受けた機関が判断しますので心配がある場合はご連絡ください。

保護や支援が必要な子供の周囲では、子供だけでなくおとなが苦しんでいる場合もあります。そんなおとなを責めているだけでは解決しません。もしあなたが相談を受けたら十分に耳をかたむけ、気になると感じたら迷わずに関係機関へ連絡してください。

(児童虐待防止に関する法律では通報を義務づけています。)

五條市児童虐待防止ネットワークでは、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携して子供の保護や家族への援助方針を検討します。子供たちが安全かつ安心して過ごせるようにこれからもご協力ください。

### ■連絡・問合せ先

五條市児童虐待防止ネットワーク(五條市保健福祉センター内) ☎24・4714  
五條市保健福祉センター母子保健係 ☎22・4001(内線289)